明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

三十一の二　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準等

(1)　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準

イ　産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。

ロ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する医師が一名以上配置されていること。

ハ　財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

(2)　ハイリスク妊娠管理加算の対象患者

保険診療の対象となる合併症を有している妊婦であって、別表第六の二に掲げるもの

三十二　ハイリスク分娩管理加算の施設基準等

(1)　ハイリスク分娩管理加算の施設基準

イ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。

ハ　一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ニ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ホ　財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

(2)　ハイリスク分娩管理加算の対象患者

保険診療の対象となる合併症を有している妊産婦であって、別表第七に掲げるもの

三十三　慢性期病棟等退院調整加算の施設基準

(1)　慢性期病棟等退院調整加算1の施設基準

イ　当該保険医療機関内に、入院患者の退院に係る調整（以下「退院調整」という。）に関する部門が設置されていること。

ロ　当該部門に退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。

ハ　専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。

(2)　慢性期病棟等退院調整加算2の施設基準

イ　病院にあっては、当該保険医療機関内に、退院調整に関する部門が設置されていること。また、診療所にあっては、退院調整を担当する専任の者が配置されていること。

ロ　当該部門に退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が一名以上配置されていること（病院に限る。）。

三十三の二　急性期病棟等退院調整加算の施設基準

(1)　急性期病棟等退院調整加算1の施設基準

イ　当該保険医療機関内に、退院調整に関する部門が設置されていること。

ロ　当該部門に退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。

ハ　専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。

ニ　その他退院調整を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　急性期病棟等退院調整加算2の施設基準

イ　病院にあっては、当該保険医療機関内に、退院調整に関する部門が設置されていること。また、診療所にあっては退院調整を担当する専任の者が配置されていること。

ロ　当該部門に退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が一名以上配置されていること（病院に限る。）。

ハ　その他退院調整を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三十三の三　新生児特定集中治療室退院調整加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に、退院調整に関する部門が設置されていること。

(2)　当該部門に退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が一名以上配置されていること。

三十三の四　救急搬送患者地域連携紹介加算の施設基準

(1)　救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。

(2)　救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

(3)　救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

三十三の五　救急搬送患者地域連携受入加算の施設基準

(1)　救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。

(2)　救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

三十四　総合評価加算の施設基準

(1)　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十五歳以上の者の総合的な機能評価を適切に実施できる保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に、高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が一名以上配置されていること。

(3)　介護保険法施行令第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十五歳以上の者の総合的な機能評価を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三十五　削除

三十五の二　呼吸ケアチーム加算の施設基準等

(1)　呼吸ケアチーム加算の施設基準

イ　人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　当該加算の対象患者について呼吸ケアチームによる診療計画書を作成していること。

ハ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(2)　呼吸ケアチーム加算の対象患者

次のいずれにも該当する患者であること。

イ　四十八時間以上継続して人工呼吸器を装着している患者であること。

ロ　次のいずれかに該当する患者であること。

①　人工呼吸器を装着している状態で当該加算を算定できる病棟に入院（転棟及び転床を含む。）した患者であって、当該病棟に入院した日から起算して一月以内のもの

②　当該加算を算定できる病棟に入院した後に人工呼吸器を装着した患者であって、装着した日から起算して一月以内のもの

三十五の三　後発医薬品使用体制加算の施設基準等

(1)　後発医薬品使用体制加算の施設基準

イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。